

質問の件名及び質問の趣旨（質問時間）	答弁を求める者
<p>1 議員に討論書を渡していることについて（10分）</p> <p>昨年9月議会で、議員に賛成討論書を渡していることについて質問しようとしたが、以下の理由で議長が許可をしませんでした。 「討論書は、会派あるいは議員個人に議案審議の参考資料として渡されているものであると考えている。執行部から議案について、あるいは政策について、会派あるいは議員個人が参考資料の提供を受けることは、ことさら異例なことではない。このまま長谷川議員の一般質問の発言を許可した場合、通告書で指名された会派は、本会議において侮辱されたと解し、地方自治法第133条に基づき議会に処分を求める蓋然性が高い。」そこで、再度質問をします。</p> <p>（1）全議員に渡すことについて。 （2）本件と地方自治法第133条の処分という意味について。</p>	市長
<p>2 政務活動費の不適切な支出と再発防止策について（10分）</p> <p>民政クラブが平成25年2月に行った秋田市等への政務調査において、当日キャンセル料と観光タクシー代という支出についても平成25年9月議会でお聞きしようとしたところ、通告書に記載した議員の病名に関し、本人の承諾を得ないで通告書に記載することは問題だということで許可されませんでした。</p> <p>そこで、再度、病名を削除して以下の質問をします。</p> <p>（1）不適切な支出の返還請求について。 （2）再発防止の為に取り組むべきことについて。</p>	市長
<p>3 地方自治法と議員の職責について（20分）</p> <p>市議会議員として「法」、「条例」、「規則」、「申し合わせ」は、それぞれに重要なことであり、これらの順守に努めるべきであると考えますが、その一方で、これらの誤解や悪用によって議会の権能を貶めることがあってはなりません。そこで、地方自治法における「議会」を正しく認識するために以下の質問をします。</p> <p>（1）議員の職責と「申し合わせ事項」、「全員協議会」について。 （2）議員の質問権と議長の権限について。</p>	市長